平成２２年（フ）第８９２号
福岡市南区高木２丁目26番14号
債務者　太田　秀雄
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９６号
福岡市早良区田隈３丁目25番22号
債務者　井上　清美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９７号
福岡県糸島市美咲が丘１丁目17番７号
債務者　岩本めぐみ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１６号
福岡市東区唐原４丁目６番11―202号
債務者　久保山美津子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１７号
福岡県朝倉郡筑前町朝日604番地12
債務者　堀江クニ子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１８号
福岡市東区城浜団地48番105号
債務者　坂口　千春
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１９号
福岡市博多区千代１丁目26番２―1306号
債務者　渡邉　　満
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1064番地１
債務者　武富　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３５号
福岡県宗像市日の里３丁目３番地１　９棟204号
債務者　中武　義昭
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３６号
福岡県宗像市日の里３丁目３番地１　９棟204号
債務者　中武　佳代（旧姓宮田・山本）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６６号
福岡市博多区千代３丁目35番５―302号
債務者　原田　和幸
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７０号
福岡市東区青葉７丁目38番11―206号
債務者　中尾　祐治
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７８号
福岡市東区香椎浜２丁目１番２―304号
債務者　江上マツヨ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２１号
福岡市早良区田村６丁目12番28―405号
債務者　田中　奈々（旧姓新）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２５号
福岡市東区名島２丁目27番５―102号
債務者　日野　義明
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４３号
福岡市南区清水３丁目20番１号
債務者　河野東美惠
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５４号
福岡県朝倉市中寒水1696番地３
債務者　今村優美子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５５号
福岡市早良区賀茂４丁目46番13号
債務者　平野由美子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部